

令和7年度

案内と利用のお願い

(児童の保護者の方へ)

阿倍野区子ども・子育てプラザは、児童が安心して遊べる場所を提供しています。

- ★ご利用の際は年度ごとに登録が必要です。(毎年4月に1年ごとの登録)
- ★下記の「プラザのきまり」をお子様と一緒に☑チェックしながらご確認ください。
- ★全ての項目をご理解頂きましたら、「利用申込書」に必要事項をご記入ください。
- ★「利用申込書」は必ず保護者の方がご記入ください。

対 象：大阪市内在住の児童(小学生・中学生・高校生)

休 館 日：月曜日(夏休み期間中は開設。プラザ内時間割等の変更あり)

祝日(5/5・8/11日は除く)・年末年始(12月29日～1月3日)

開設時間：

児童利用時間割(小・中学生・高校生)			
	火～金曜日	土曜日	日曜日
ゆうぎ室	15:20～ 16:50	13:00～ 16:50	10:00～12:00 13:00～16:50
実習室	14:00～ 16:50	10:00～12:00 13:00～16:50	10:00～12:00 13:00～16:50

●館内でのケガ等は、応急処置のみ行います。

●当プラザまでの行き・帰りは、保護者の方の責任でお願い致します。事故等がないよう、ご家庭でも交通ルールの確認をしてあげてください。

●記録写真の取り扱いについて

記録などに必要な撮影をする場合があります。事業案内の為個人の特定ができにくい写真を使用することがあります。

※午前12時～午後1時は昼休みなので遊べません。

※感染症等で学級閉鎖の時は利用できません。



プラザのきまり(お子様とご確認ください)

- ☐下校後そのまま、制服での来館はできません。
- ☐水分補給のため飲み物(水・お茶・スポーツ飲料)はひとり1つ、必ず持ってきてください。
- ☐ジュースはプラザ内では飲めません。おかしなども食べることはできません。
- ☐大切な物(お金・携帯電話・その他貴重品)やお家のおもちゃは持ってきてはいけません。無くなっても弁償できません。
- どうしても持ってこないといけない場合は、事務所で預かります。
- ☐危険なものは持ってきてはいけません。
- ☐プラザ内において迷惑行為(大声を出す・暴れる・建物やおもちゃなどを壊す人が嫌がる言葉や行動など)はしないでください。
- ☐きまりを守らない・職員の指示に従わない場合は帰ってもらう、または利用をお断りすることがあります。



阿倍野区子ども・子育てプラザ

阿倍野区阪南町2-23-21 ☎(06)-6623-1775